

## 第6節

## 震災対策

## 地震災害の現況と最近の動向

11回（前年8回）であった（第1-6-1表）。

なお、平成30年中の主な地震災害については、第1-6-2表のとおりである。

## 1. 平成30年中の主な地震災害

平成30年中に震度5弱以上が観測された地震は、

第1-6-1表 最大震度別地震発生状況の推移（震度5弱以上）

【出典】「気象庁資料」

年	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	計
平成21年	3	0	1	0	0	4
平成22年	5	0	0	0	0	5
平成23年	45	17	4	4	1	71
平成24年	12	4	0	0	0	16
平成25年	5	6	1	0	0	12
平成26年	7	1	1	0	0	9
平成27年	5	5	0	0	0	10
平成28年	18	5	6	2	2	33
平成29年	4	4	0	0	0	8
平成30年	7	2	1	0	1	11
令和元年	4	0	2	1	0	7

※令和元年は平成31年1月1日から令和元年10月31日までの数値

第1-6-2表 平成30年中の主な地震災害（消防庁が災害応急体制を整備したもの）

（平成31年4月1日現在）

番号	発生日月日	発時刻	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	最大震度	消防庁の対応	震度5弱以上を観測した市町村	主な被害状況
(1)	平成30年3月1日	22時42分	西表島付近	5.6	5弱	災害対策室 (第1次応急体制)	〔震度5弱〕 沖縄県：竹富町	—
(2)	平成30年4月9日	1時32分	島根県西部	6.1	5強	災害対策本部 (第2次応急体制)	〔震度5強〕 島根県：大田市 〔震度5弱〕 島根県：出雲市、雲南市、川本町、美郷町	【人的被害】重傷者2人 軽傷者7人 【住家被害】全壊16棟 半壊58棟 一部破損556棟
(3)	平成30年4月14日	4時00分	根室半島南東沖	5.4	5弱	災害対策室 (第1次応急体制)	〔震度5弱〕 北海道：中標津町	—
(4)	平成30年5月12日	10時29分	長野県北部	5.2	5弱	災害対策室 (第1次応急体制)	〔震度5弱〕 長野県：長野市、大町市、小川村	—
(5)	平成30年5月25日	21時13分	長野県北部	5.2	5強	災害対策本部 (第2次応急体制)	〔震度5強〕 長野県：栄村	—
(6)	平成30年6月17日	15時27分	群馬県南部	4.6	5弱	災害対策室 (第1次応急体制)	〔震度5弱〕 群馬県：渋川市	【住家被害】一部破損4棟
(7)	平成30年6月18日	7時58分	大阪府北部	6.1	6弱	災害対策本部 (第3次応急体制)	〔震度6弱〕 大阪府：大阪府北区、高槻市、枚方市、 茨木市、箕面市 〔震度5強〕 京都府：京都市(中京区、伏見区、西京区)、 亀岡市、長岡京市、八幡市、 大山崎町、久御山町 大阪府：大阪市(都島区、東淀川区、旭区、 淀川区)、豊中市、吹田市、 寝屋川市、摂津市、交野市、島本町 〔震度5弱〕 滋賀県：大津市 京都府：宇治市、城陽市、向日市、 京田辺市、南丹市、井出町、精華町 大阪府：大阪市(福島区、此花区、港区、 西淀川区、生野区)、池田市、 守口市、大東市、四条畷市、 豊能町、能勢町 兵庫県：尼崎市、西宮市、伊丹市、川西市 奈良県：大和郡山田市、御所市、高取町、 広陵町	【人的被害】死者6人 重傷者62人 軽傷者400人 【住家被害】全壊21棟 半壊483棟 一部破損61,266棟
(8)	平成30年7月7日	20時23分	千葉県東方沖	6.0	5弱	災害対策室 (第1次応急体制)	〔震度5弱〕 千葉県：長南町	—
(9)	平成30年9月6日	3時07分	胆振地方中東部	6.7	7	災害対策本部 (第3次応急体制)	〔震度7〕 北海道：厚真町 〔震度6強〕 北海道：安平町、むかわ町 〔震度6弱〕 北海道：札幌市東区、千歳市、日高町、 平取町 〔震度5強〕 北海道：札幌市(北区、白石区、手稲区、 清田区)、苫小牧市、江別市、 三笠市、恵庭市、長沼町、新冠町、 新ひだか町 〔震度5弱〕 北海道：札幌市(豊平区、西区、厚別区)、 函館市、室蘭市、岩見沢市、 登別市、伊達市、北広島市、 石狩市、新篠津村、南幌町、 由仁町、栗山町、白老町	【人的被害】死者43人 重傷者48人 軽傷者734人 【住家被害】全壊469棟 半壊1,660棟 一部破損13,849棟
	平成30年9月6日	6時11分	胆振地方中東部	5.4	5弱		〔震度5弱〕 北海道：厚真町、むかわ町	
	平成30年10月5日	8時58分	胆振地方中東部	5.2	5弱		〔震度5弱〕 北海道：厚真町、むかわ町、平取町	

（備考）「消防庁とりまとめ報」により作成

（1）沖縄県西表島付近を震源とする地震による被害等の状況

3月1日22時42分に沖縄県西表島付近を震源とするマグニチュード5.6の地震が発生し、沖縄県竹富町において、最大震度5弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。消防庁では、地震発生後直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、震度5弱を観測した沖縄県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱を観測した竹富町に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震による人的被害及び住家被害はなかった。

（2）島根県西部を震源とする地震による被害等の状況

4月9日1時32分に島根県西部を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生し、島根県大田市において、最大震度5強が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。消防庁では、地震発生後直ちに国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部を設置（第2次応急体制）し、震度5強を観測した島根県に対し、適

切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱以上を観測した消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震により、重傷者2人及び軽傷者7人の人的被害のほか、全壊16棟、半壊58棟及び一部破損556棟の住家被害が発生した。

### (3) 北海道根室半島南東沖を震源とする地震による被害等の状況

4月14日4時00分に北海道根室半島南東沖を震源とするマグニチュード5.4の地震が発生し、北海道中標津町において、最大震度5弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、震度5弱を観測した北海道に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱を観測した根室北部消防事務組合消防本部及び中標津町に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震による人的被害及び住家被害はなかった。

### (4) 長野県北部を震源とする地震による被害等の状況

5月12日10時29分に長野県北部を震源とするマグニチュード5.2の地震が発生し、長野県長野市、大田市及び小川村において、最大震度5弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、震度5弱を観測した長野県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱を観測した消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震による人的被害及び住家被害はなかった。

### (5) 長野県北部を震源とする地震による被害等の状況

5月25日21時13分に長野県北部を震源とするマグニチュード5.2の地震が発生し、長野県栄村において、最大震度5強が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部を設置（第2次応急体制）し、震度5強を観測した長野県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5強を観測した岳北消防本部及び栄村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震による人的被害及び住家被害はなかった。

### (6) 群馬県南部を震源とする地震による被害等の状況

6月17日15時27分に群馬県南部を震源とするマグニチュード4.6の地震が発生し、群馬県渋川市において、最大震度5弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、震度5弱を観測した群馬県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱を観測した渋川広域消防本部及び渋川市に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震による人的被害はなかったが、一部破損4棟の住家被害が発生した。

### (7) 大阪府北部を震源とする地震による被害等の状況

6月18日7時58分に大阪府北部を震源とする、マグニチュード6.1の地震が発生し、大阪府大阪市、高槻市、枚方市、茨木市及び箕面市において、最大震度6弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部を設置（第3次応急体制）し、震度5弱以上を観測した滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱以上を観測した消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震により、大阪府高槻市において、通学中の小学生がブロック塀の崩壊に巻き込まれるなど、激しい揺れに見舞われた地域を中心に、死者6人（大阪府）、重傷者62人及び軽傷者400人の人的被害のほか、全壊21棟、半壊483棟及び一部

破損 6 万 1,266 棟の住家被害が発生した。

また、電気、ガス、水道などのライフラインにも多くの被害が発生したほか、鉄道をはじめとする交通機関にも影響が及び、多数の帰宅困難者が発生した。

#### (8) 千葉県東方沖を震源とする地震による被害等の状況

7 月 7 日 20 時 23 分に千葉県東方沖を震源とするマグニチュード 6.0 の地震が発生し、千葉県長南町において、最大震度 5 弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。消防庁では、地震発生後直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第 1 次応急体制）し、震度 5 弱を観測した千葉県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度 5 弱を観測した長生郡市広域市町村圏組合消防本部及び長南町に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震による人的被害及び住家被害はなかった。

#### (9) 平成 30 年北海道胆振東部地震による被害等の状況

9 月 6 日 3 時 07 分に北海道胆振地方中東部を震源とするマグニチュード 6.7 の地震が発生し、北海道厚真町において、最大震度 7 が観測され、気象庁はこの地震の名称を「平成 30 年北海道胆振東部地震」と定めた。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部を設置（第 3 次応急体制）し、震度 7 を観測した北海道に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度 5 弱以上を観測した消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

この地震により、強い揺れを観測した地域においては、住宅の倒壊や道路の損壊が多数発生したほか、200 箇所を超える土砂災害が発生した。特に厚真町においては、大規模な土砂崩れが広範囲で発生し、同町吉野地区では山裾の住宅が土砂に巻き込まれ、多数の人的被害が発生したほか、札幌市清田区では、液状化現象により住宅や道路に大きな被害が発生するなど、死者 43 人、重傷者 48 人及び軽傷者 734 人の人的被害のほか、全壊 469 棟、半壊 1,660 棟及び一部破損 1 万 3,849 棟の住家被害が発生した。

さらに、地震の影響により、道内主力発電所の運転が停止したことに伴い、電力需給バランスが大きく崩れ、道内全域の発電所が停止し、道内全域で長時間にわたる停電が発生したほか、多くの市町村で断水が発生するなど、ライフラインにも大きな被害が発生した。

#### 2. 平成 31 年 1 月から令和元年 10 月までの主な地震災害

平成 31 年 1 月から令和元年 10 月までの主な地震災害については、第 1-6-3 表のとおりである。

第1-6-3表 平成31年1月から令和元年10月までの主な地震災害(消防庁が災害応急体制を整備したもの)

(令和元年12月5日現在)

番号	発生日月日	発生日時刻	震源地名	地震の規模 (マグニチュード)	最大震度	消防庁の対応	震度5弱以上を観測した市町村	主な被害状況
(1)	平成31年1月3日	18時10分	熊本県熊本地方	5.1	6弱	災害対策本部 (第3次応急体制)	〔震度6弱〕 熊本県: 和水町 〔震度5弱〕 熊本県: 熊本市北区、玉東町	【人的被害】重傷者1人 軽傷者3人 【住家被害】一部破損60棟
(2)	平成31年1月26日	14時16分	熊本県熊本地方	4.3	5弱	災害対策室 (第1次応急体制)	〔震度5弱〕 熊本県: 和水町	—
(3)	平成31年2月21日	21時22分	胆振地方中東部	5.8	6弱	災害対策本部 (第3次応急体制)	〔震度6弱〕 北海道: 厚真町 〔震度5強〕 北海道: 安平町、むかわ町 〔震度5弱〕 北海道: 札幌市(北区、手稲区)、 千歳市、長沼町、平取町	【人的被害】軽傷者6人 【住家被害】一部破損19棟
(4)	令和元年5月10日	8時48分	日向灘	6.3	5弱	災害対策室 (第1次応急体制)	〔震度5弱〕 宮崎県: 宮崎市、都城市	【人的被害】軽傷者2人
(5)	令和元年5月25日	15時20分	千葉県北東部	5.1	5弱	災害対策室 (第1次応急体制)	〔震度5弱〕 千葉県: 長南町	【人的被害】軽傷者1人
(6)	令和元年6月18日	22時22分	山形県沖	6.7	6強	災害対策本部 (第3次応急体制)	〔震度6強〕 新潟県: 村上市 〔震度6弱〕 山形県: 鶴岡市 〔震度5弱〕 秋田県: 由利本荘市 山形県: 酒田市、大蔵村、三川町 新潟県: 長岡市、柏崎市、阿賀町	【人的被害】重傷者9人 軽傷者34人 【住家被害】半壊35棟 一部破損1,615棟
(7)	令和元年8月4日	19時23分	福島県沖	6.4	5弱	災害対策室 (第1次応急体制)	〔震度5弱〕 宮城県: 石巻市、亶理町 福島県: 双葉町	【人的被害】軽傷者1人

(備考)「消防庁とりまとめ報」により作成

### (1) 熊本県熊本地方を震源とする地震による被害等の状況

1月3日18時10分に熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード5.1の地震が発生し、熊本県和水町において、最大震度6弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部を設置(第3次応急体制)し、震度6弱を観測した熊本県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱以上を観測した消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震により、重傷者1人及び軽傷者3人の人的被害のほか、一部破損60棟の住家被害が発生した。

### (2) 熊本県熊本地方を震源とする地震による被害等の状況

1月26日14時16分に熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード4.3の地震が発生し、熊本県和水町において、最大震度5弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)し、震度5弱を観測した熊本県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱を観測した有明広域行政事務組合消防本部及び和水町に直接問い合わせ、被害状況の把握に努

めた。

なお、この地震による人的被害及び住家被害はなかった。

### (3) 北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被害等の状況

2月21日21時22分に胆振地方中東部を震源とするマグニチュード5.8の地震が発生し、北海道厚真町において、最大震度6弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部を設置(第3次応急体制)し、震度6弱を観測した北海道に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱以上を観測した消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震により、軽傷者6人の人的被害のほか、一部破損19棟の住家被害が発生した。

### (4) 日向灘を震源とする地震による被害等の状況

5月10日8時48分に日向灘を震源とするマグニチュード6.3の地震が発生し、宮崎県宮崎市及び都城市において、最大震度5弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)し、震度5弱を観測した宮崎県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度

5弱を観測した消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震による住家被害はなかったが、軽傷者2人の人的被害が発生した。

#### (5) 千葉県北東部を震源とする地震による被害等の状況

5月25日15時20分に千葉県北東部を震源とするマグニチュード5.1の地震が発生し、千葉県長南町において、最大震度5弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、震度5弱を観測した千葉県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱を観測した長生郡市広域市町村圏組合消防本部及び長南町に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震による住家被害はなかったが、軽傷者1人の人的被害が発生した。

#### (6) 山形県沖を震源とする地震による被害等の状況

6月18日22時22分に山形県沖を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生し、新潟県村上市において、最大震度6強が観測された。

気象庁は、地震発生から2分後の22時24分、山形県、新潟県上中下越、佐渡及び石川県能登に津波注意報を発表した。

消防庁では、地震発生後直ちに消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部を設置（第3次応急体制）し、震度5弱以上を観測した秋田県、山形県及び新潟県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱以上を観測した消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、津波注意報は、同月19日1時02分に解除された。

この地震により、重傷者9人及び軽傷者34人の人的被害のほか、半壊35棟及び一部破損1,615棟の住家被害が発生した。

#### (7) 福島県沖を震源とする地震による被害等の状況

8月4日19時23分に福島県沖を震源とするマグニチュード6.4の地震が発生し、宮城県石巻市、亘理町及び福島県双葉町において、最大震度5弱が観測された。

なお、この地震による津波は観測されなかった。

消防庁では、地震発生後直ちに応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、震度5弱を観測した宮城県及び福島県に対し、適切な対応と迅速な被害報告について要請するとともに、震度5弱を観測した消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

なお、この地震による住家被害はなかったが、軽傷者1人の人的被害が発生した。

気象庁は、この地震は「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の余震と考えられる旨発表した。

## 震災対策の現況

### 1. 震災対策の概要

消防庁では、東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺型地震に係る特別措置法や「大規模地震防災・減災対策大綱」（第1-6-4表）等に基づき、震災対策に係る国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画及び地震防災強化計画等に関する助言、防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、震災対策に関する調査研究等を行っているほか、緊急消防援助隊の充実強化、地方公共団体における防災基盤の整備及び公共施設等の耐震化を推進している。

第1-6-4表 大規模地震対策の概要

項目	内容	東海地震	南海トラフ地震	首都直下地震	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震	中部圏・近畿圏直下地震
		地震防災対策強化地域 8都県 157市町村	地震防災対策推進地域 29都府県 707市町村	緊急対策区域 10都県 309市町村	地震防災対策推進地域 5道県 117市町村	
被害想定	想定地震	東海	南海トラフ	都心南部直下	宮城県沖	上町断層
	死者数(人)	約9,200	約323,000	約23,000	約290	約42,000
	全壊建物数(棟)	約460,000	約2,386,000	約610,000	約21,000	約970,000
	経済的被害(円) (直接・間接被害の合計)	約37兆	約215兆	約95兆	約1.3兆	約74兆
基本法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震予知に資する観測・測量体制の強化</li> <li>直前予知を前提とした警戒避難態勢</li> </ul>	大規模地震対策特別措置法(S53)				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>観測・測量体制の整備努力</li> <li>防災施設の整備、津波からの円滑な避難計画等</li> </ul>		南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H25)	首都直下地震対策特別措置法(H25)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H16)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難地、避難路、消防用施設等の整備推進のための国庫補助率嵩上等</li> </ul>	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(S55)				
		地震防災対策特別措置法(H7)				
大綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模地震への防災・減災対策として具体的な施策や今後検討事項となる施策をまとめたもの</li> <li>中央防災会議が決定する</li> </ul>	大規模地震防災・減災対策大綱 H26.3策定				
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>各基本法令に基づき作成</li> <li>強化(推進)地域、緊急対策区域の行政機関、民間事業者等が定める応急(対策)計画の基本となるべき事項等を定めたもの</li> <li>中央防災会議が決定する(緊急対策推進基本計画は閣議決定)</li> </ul>	地震防災基本計画 S55.4策定	推進基本計画 H26.3策定 R1.5変更	緊急対策推進基本計画 H26.3策定 H27.3変更	推進基本計画 H18.3策定	—
応急対処方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模地震・津波災害が発生した際に、政府が実施する災害応急対策活動を示すとともに、関係機関の役割について記載したもの(個々の地震毎に別途具体計画を策定する)</li> <li>中央防災会議が決定する</li> </ul>	大規模地震・津波災害応急対策対処方針 H26.3策定 R1.5改定				

(1) 東海地震対策及び南海トラフ地震対策

東海地震については、従前は、事前の予知の可能性があるとされていたことから、昭和53年(1978年)12月に施行された大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地域を中心とする1都7県157市町村(平成31年4月1日現在)が「地震防災対策強化地域」として指定され、地震による被害の軽減を図るため、東海地震の予知情報が出された場合の地

震防災体制の整備が進められてきた。

また、東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合には、国、地方公共団体をはじめ各主体は事前に各種計画に定めた地震防災応急対策を実施することとされてきた。

しかし、中央防災会議の下に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討

ワーキンググループ」の平成29年9月の報告において、「現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大規模地震対策特別措置法に基づく現行の地震防災応急対策は改める必要がある。一方で、現在の科学的知見を防災対応に活かしていくという視点は引き続き重要であり、異常な現象を評価し、どのような防災対応を行うことが適切か、本ワーキンググループの検討結果を踏まえて、地方公共団体や企業等と合意形成を行いつつ検討していくことが必要である。」とされた。これを受け、中央防災会議幹事会において、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表した場合には、関係省庁災害警戒会議を開催し、国民に対する呼びかけを行うなどの政府の対応を決定した。

南海トラフ<sup>\*1</sup>沿いの地域では、ここを震源域として100年から150年間隔で大規模地震が繰り返し発生しており、近年では、昭和19年（1944年）に昭和東南海地震、昭和21年（1946年）に昭和南海地震が発生している。前回の地震から既に70年以上が経過していることから、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている（第1-6-1図）<sup>\*2</sup>。

南海トラフ地震が発生した場合は著しい被害が発生する可能性があるため、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて「南海トラフ地震防災対策推進地域」として1都2府26県707市町村（平成31年4月1日現在）が指定され、また、推進地域のうち、津波避難対策を特別に強化すべき地域を「南海トラフ地震津波避難

対策特別強化地域」として1都13県139市町村（平成31年4月1日現在）が指定され、地震防災対策の強化が図られている。

平成27年3月には、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」が策定され、国が実施する応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動等に関する活動内容が具体的に定められた。

これを受け消防庁では、平成28年3月に「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を策定し、南海トラフ地震が発生した場合の緊急消防援助隊に係る消防庁、都道府県及び消防本部の対応や緊急消防援助隊の運用方針等を定めた。

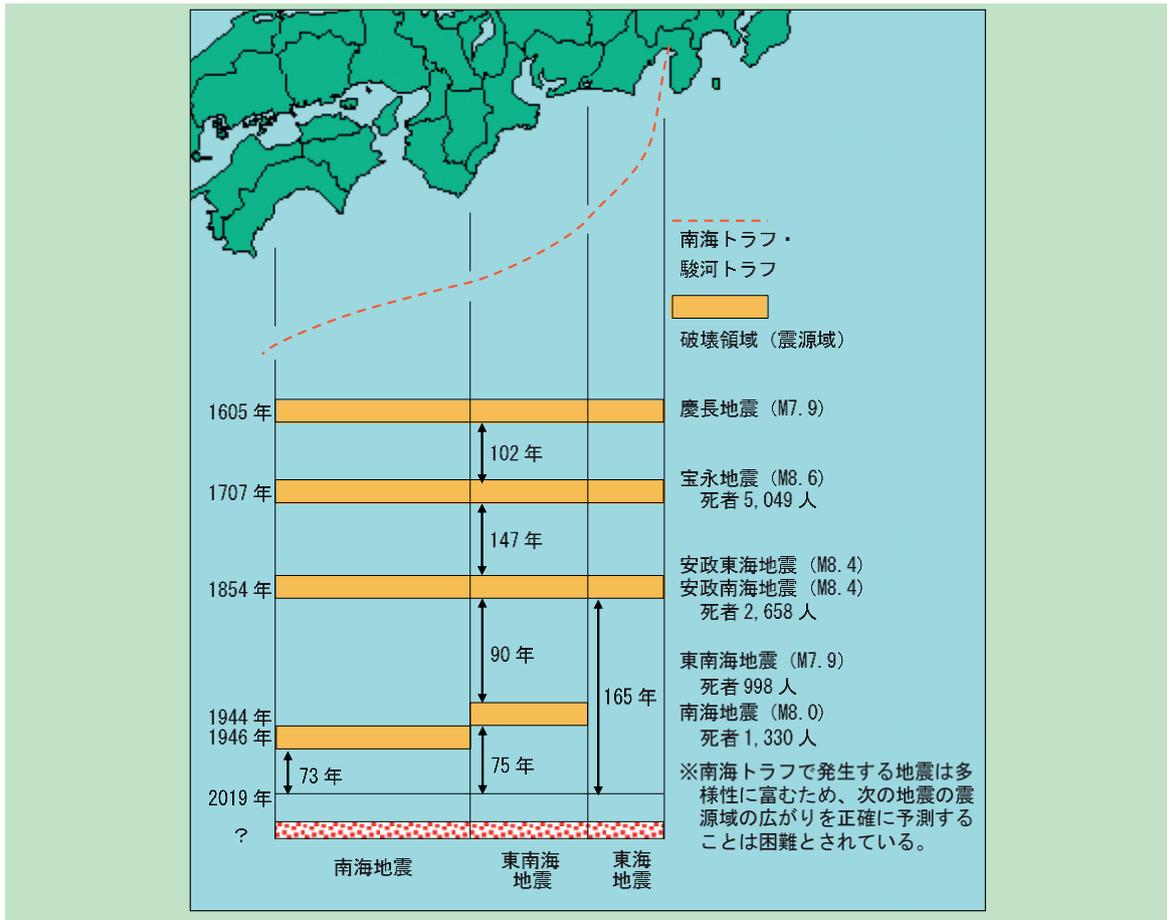
前述の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表した場合の政府の対応が決定された後、平成30年には中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」が設置され、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討を行い、南海トラフの想定震源域及びその周辺でマグニチュード6.8程度以上の地震が発生した場合、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が発生した場合、気象庁において、その異常な現象に対する調査を開始し、「半割れケース」等に該当した場合に、そのケースに応じた防災対応を取ること等を内容とする報告書が取りまとめられた。

これを踏まえ、令和元年5月に、南海トラフ地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合の対策等を盛り込んだ南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更が行われ、地方公共団体においても防災対応の検討が進められている。

\*1 南海トラフ：駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域

\*2 地震調査研究推進本部の地震調査委員会によると、マグニチュード8～マグニチュード9クラスの南海トラフの地震が今後30年以内に発生する確率は、70～80%程度となっている。なお、マグニチュード9クラスの地震の発生頻度は、100～200年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いとされている。

第1-6-1 図 東海地震と東南海・南海地震



(2) 首都直下地震対策

首都地域は、人口や建築物が密集するとともに、我が国の経済・社会・行政等の諸中枢機能が高度に集積している地域であり、過去にもマグニチュード7クラスの地震や相模トラフ\*3沿いのマグニチュード8クラスの大規模な地震が発生している\*4 (第1-6-2 図)。こうした大規模な地震が発生した場合には、被害が甚大となり、かつ影響が広域に及ぶものとなるおそれがある。

このため、首都直下地震対策特別措置法に基づき、首都直下地震により著しい被害が生じるおそれがあるため緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を「首都直下地震緊急対策区域」として1都9県309市区町村(平成31年4月1日時点)が指定されている。

さらに、同法に基づき、首都中枢機能の維持及び滞在者等の安全確保を図るべき地区を「首都中枢機

能維持基盤整備等地区」として千代田区、中央区、港区及び新宿区(平成31年4月1日時点)が指定されている。

平成27年3月には、同法に基づき策定された「緊急対策推進基本計画」について、今後10年間で達成すべき減災目標及び目標を達成するための施策の具体目標を設定する変更を行った。

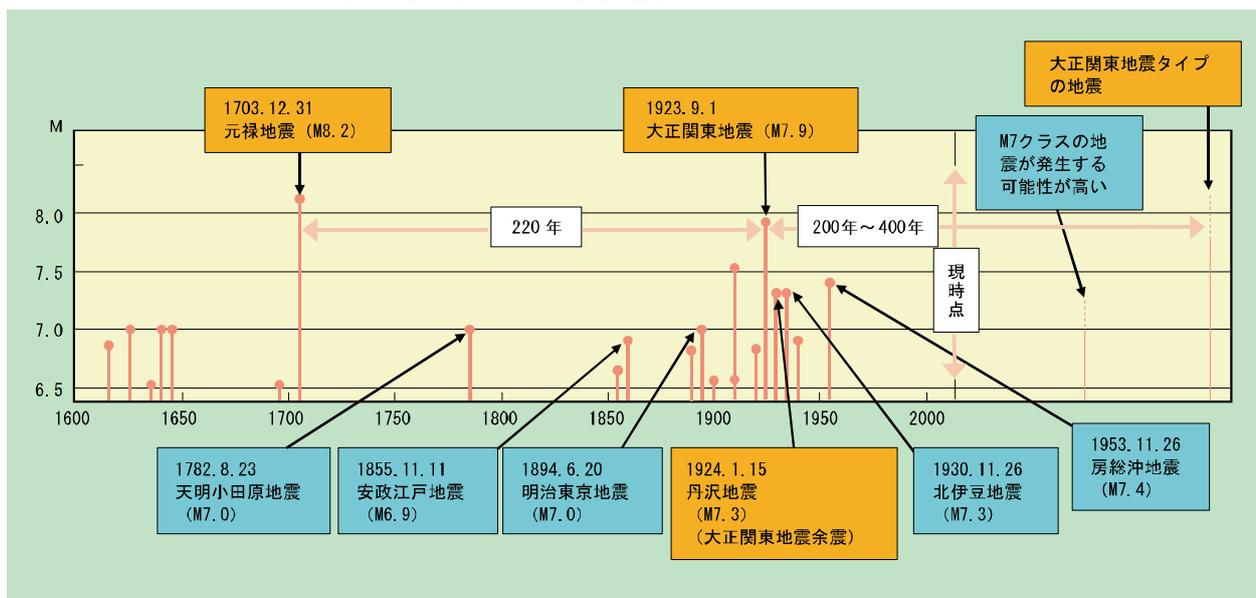
また、平成28年3月には、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」が策定され、国が実施する応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動等に関する活動内容が具体的に定められた。

これを受け消防庁では、平成29年3月に「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を策定し、首都直下地震が発生した場合の緊急消防援助隊に係る消防庁、都道府県及び消防本部の対応や緊急消防援助隊の運用方針等を定めた。

\*3 相模トラフ：房総半島沖から相模湾にかけて海底に横たわる細長い凹地

\*4 地震調査研究推進本部の地震調査委員会によると、南関東でのマグニチュード7程度の地震が今後30年以内に発生する確率は、70%程度となっている。

第1-6-2図 この400年間における南関東の大きな地震



### (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策

日本海溝・千島海溝周辺では、過去に大津波を伴う地震が多数発生しており、東日本大震災もこの領域で発生している。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、地震防災対策を推進する必要がある地域を「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」として1道4県117市町村(平成31年4月1日現在)が指定され、対策の強化が図られている。

### (4) 中部圏・近畿圏直下地震対策

中部圏・近畿圏の内陸には多くの活断層があり、次の東南海・南海地震の発生に向けて、中部圏及び近畿圏を含む広い範囲で地震活動が活発化する可能性が高い活動期に入ったと考えられるとの指摘もある。この地域の市街地は府県境界を越えて広域化しており、大規模な地震が発生した場合、甚大かつ広範な被害が発生する可能性がある。

### (5) その他

#### ア 防災基盤の整備と耐震化の推進

平成7年(1995年)1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて制定された地震防災対策特別措置法に基づき、全ての都道府県において「地震防災緊急事業五箇年計画」が作成され、同計画に基づき、避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送道路の整備、社会福祉施設・公立小中学校等の耐震化、老朽住宅密集市街地対策等が実施されてきている。同計画は、第1次地震防災緊急事業五箇年計画(平

成8年度(1996年度)～平成12年度(2000年度)から第5次地震防災緊急事業五箇年計画(平成28年度～令和2年度)と策定され、防災基盤の整備に向けた事業への積極的な取組が続けられている。

消防庁では、大規模地震発生時に、避難所や災害対策の拠点となる公共施設等について、地方単独事業として行われる耐震改修事業に対し、地方債と地方交付税による財政支援を行っている。特に、地方公共団体が緊急に防災・減災に取り組む事業に対しては、「緊急防災・減災事業債」(起債充当率100%、交付税措置率70%)による財政支援を行っている。

#### イ 消防力の充実強化

##### (ア) 耐震性貯水槽の整備

大規模地震発生時には、地震動による配水管の破損、水道施設の機能喪失等により消火栓が使用不能となることが想定され、消火活動に大きな支障を生ずることが予測される。このため、消防庁では、地震が発生しても消防水利が適切に確保されるよう、国庫補助による耐震性貯水槽の整備を進めているところであり、平成31年4月1日現在、全国で、12万515基が整備されている。

##### (イ) 震災対策のための消防用施設等の整備の強化

地震防災対策強化地域における防災施設等の整備や地震防災緊急事業五箇年計画に基づく防災施設等の整備については、国の財政上の特例措置が講じられている。また、地方単独事業についても地方債と地方交付税の措置により地方公共団体の財政負担の軽減が図られてきた。大規模地震発生後にお

ける防災活動が迅速かつ的確に行われ震災被害を最小限に抑えるためには、今後とも中・長期的な整備目標等に基づき、より一層の消防防災施設等の整備促進を図っていくことが必要である。

## ウ 津波対策の推進

我が国においては、地震とそれに伴い発生する津波によって、過去に大きな被害が生じており、東日本大震災においても津波によって甚大な被害が発生した。

実効性のある津波避難対策を実施するためには、都道府県が津波浸水想定区域図を作成することが必要であり、また、それに基づき、市町村が避難対象地域の指定、緊急避難場所等の指定、避難指示（緊急）等の情報伝達、避難誘導等を定める必要がある。

消防庁では、地方公共団体における津波避難の取組を推進するため、都道府県が作成すべき「市町村における津波避難計画策定指針」や市町村が住民と一緒に進んで行う「地域ごとの津波避難計画策定マニュアル」を示す「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」を地方公共団体に通知する（平成 25 年 3 月）など、市町村における津波避難対策を促進している。

また、市町村における津波避難計画の策定状況の調査結果の公表と併せて、未策定団体において早期に計画を策定するよう要請したほか、市町村における津波避難対策の参考事例とするため、地域ごとの津波避難計画の作成事例等を収集し周知した。

さらに、地方公共団体が整備する津波避難タワーや、住民の避難経路となる避難路・避難階段の整備、浸水想定区域内からの公共施設等の移転などに係る地方単独事業に要する経費について緊急防災・減災事業債等と地方交付税による支援を行っている。

## エ 地域防災計画（震災対策編）の作成・見直しへの取組

地震災害は地震動による建築物の損壊のみならず、津波、火災、山崩れ等による二次的災害も含んだ複合的な災害であり、被害も広範囲に及ぶという特性を有するものであるため、地域防災計画において、他の災害とは区分して「震災対策編」等として独立した総合的な計画を作成しておく必要がある。

なお、平成 23 年 12 月の防災基本計画の修正により、これまで震災対策編の一部とされていた津波災

害対策について、新たに独立して「津波災害対策編」が設けられ、震災対策編は「地震災害対策編」とされた。

また、地域防災計画の作成・見直しについては、被害想定に基づく防災体制の見直しや、近隣地方公共団体における計画との整合性に留意するとともに、職員参集・配備基準をはじめ各種応急体制の整備・充実、災害時における職員の役割や関係機関等との連絡体制等を明確にするなど、地域防災計画の向上に努めることが重要である。

## 2. 地方公共団体における震災対策

地方公共団体においては、地域の実情に即した震災対策を推進するため、消防力の充実強化、地域防災計画の見直し、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路・避難階段の整備、地域住民に対する防災知識の普及・啓発、津波対策、物資の備蓄、地震防災訓練等について積極的に取り組んでいる。

### （1）地域防災計画（震災対策編等）の作成状況

平成 31 年 4 月 1 日現在、都道府県において、震災対策に関する事項について、地域防災計画の中で、「震災対策編」（又は「地震災害対策編」）として項目を設けて定めているものが 43 団体、「節」等を設けているものが 4 団体となっている。一方、市町村（全 1,741 団体）においては、「震災対策編」（又は「地震災害対策編」）として設けているものが 1,393 団体、「節」等を設けているものが 217 団体、「その他の災害等」として扱っているものが 30 団体となっている。

### （2）震災時等における相互応援協定等の締結状況

大規模な地震は、甚大な被害を広域にわたって及ぼすことが予想されることから、対策を迅速かつ的確に遂行するため、地方公共団体においては、地方公共団体相互間で、震災時等における相互応援協定を締結している。さらに、阪神・淡路大震災を契機に、平成 8 年（1996 年）7 月、全国知事会において「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」が締結され、各都道府県間等の応援協定では対応できないような災害が発生した場合における、全国レベルでの相互応援体制が整備されている。東日本大震災では、全国知事会が協定に基づき、被災 4 県からの要望等に応じて、食料品、生活用品、

燃料等の救援物資を提供した。なお、地方公共団体においては、民間団体等との間で、物資、災害復旧、

救急救護、放送要請及び輸送などに係る応援協定を締結している（第1-6-5表）。

第1-6-5表 地方公共団体と民間団体等の応援協定の締結状況

(平成31年4月1日現在)

区分	団体数	放送要請に関する協定	救急救護に関する協定	輸送に関する協定	災害復旧に関する協定	物資に関する協定	その他
都道府県	47	47	47	47	47	47	47
市町村	1,741	731	1,007	958	1,492	1,577	837

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

(3) 備蓄物資・備蓄倉庫等の状況

災害に備えて地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材の確保を図るため、自ら公的備蓄を行

うほか、民間事業者等と協定を結び、震災時に必要な物資の流通在庫を確保することに努めている（第1-6-6表）。

第1-6-6表 主な備蓄物資の状況

(平成31年4月1日現在)

区分	団体数	備蓄物の保有状況													
		食糧	食糧の内訳						飲料水	毛布等	ローソク	懐中電灯	テント	担架	浄水器
			乾パン	インスタント種類	米	缶詰									
都道府県	47	47	36	39	44	34	41	47	47	36	40	33	20	16	
市区町村	1,741	1,670	959	562	1,494	766	709	1,602	1,706	665	1,378	1,081	1,086	645	

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成  
2 公的備蓄又は流通在庫のいずれかを確保している団体数を計上

(4) 震災対策施設等の整備事業

平成30年度において、震災対策施設等の整備促進のため、都道府県が実施した事業費は約342億円、また、市町村が実施した事業費は約818億円である（第1-6-7表）。

第1-6-7表 震災対策等整備事業費

(平成30年度)  
(単位:百万円)

事業名	都道府県事業費		市町村事業費	
	国庫	単独	国庫	単独
避難地・避難路整備事業	517	2,215	4,708	3,458
防災行政無線整備事業	0	8,407	5,930	38,227
備蓄倉庫整備事業	4	137	1,470	2,400
防災センター整備事業	2	287	1,144	2,088
防災資機材整備事業	525	102	593	4,680
耐震性貯水槽整備事業	0	3	1,815	2,940
大震用車両整備事業	0	0	7	261
地震観測機器整備事業	0	138	0	130
備蓄物資整備事業	12	687	277	7,642
その他	15,227	5,957	822	3,217
小計	16,288	17,934	16,767	65,043
合計	34,221		81,809	

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成  
2 端数処理をしているため、各数値の合計と合計欄が一致しない場合がある。

(5) 震災訓練の実施状況

平成30年度においては、41都道府県と863市町村が震災総合訓練を実施している（第1-6-8表、第1-6-9表）。

第1-6-8表 都道府県における震災対策訓練の実施状況

(平成30年度)

区分	震災総合訓練		
		うち広域応援を含んだもの	うち自衛隊が参加したもの
訓練実施延べ回数	77	39	59
参加人員	170,921	74,494	146,934
団体数	41	27	38

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

第1-6-9表 市町村における震災対策訓練の実施状況

(平成30年度)

区分	震災総合訓練	個別訓練							
		職員参集訓練	情報伝達訓練	消火訓練	避難誘導訓練	救急救助訓練	給食・給水訓練	応援物資搬送訓練	その他の訓練
訓練実施延べ回数	1,336	682	1,717	803	965	873	578	275	1,146
参加人員	4,032,480	158,683	905,215	198,838	666,882	161,017	199,508	38,651	1,201,917
団体数	863	261	377	126	280	140	136	64	242

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

### (6) 津波対策の実施状況

大規模な地震が発生した場合、沿岸地域では津波の発生が予想されることから、地方公共団体においては各種の津波対策が進められている。平成30年12月1日現在、津波による被害が想定される市町村672団体のうち、655団体で津波避難計画が策定されているほか、平成31年4月1日現在の調査結果では、海岸線を有する市町村において、津波災害を想定した避難地が2万4,331箇所定められている。

また、緊急時に住民が迅速・的確に行動する必要があることから、津波を想定した訓練が平成30年度は342団体で実施されている。

の障害や、我が国全体の国民生活及び経済活動に支障が生じるほか、海外への影響の波及や膨大な人的・物的被害も懸念される。

東日本大震災の教訓を踏まえて、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し南海トラフ地震や首都直下地震などへの対策を推進していく必要がある。

また、市町村においては地域防災計画等における津波避難に関する事項の策定の促進など、津波対策を推進していくことが必要である。

## 震災対策の課題

### 1. 耐震化の一層の推進

大規模地震発生時に、避難所や災害対策の拠点となる公共施設等の耐震率は94.2%（平成30年度末現在）となっており、早急かつ計画的な公共施設等の耐震化を推進することが必要である。

### 2. 南海トラフ地震・首都直下地震などへの対策、津波対策の推進

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等があげられる。

また、首都圏において大規模な首都直下地震が発生した場合には、政治、行政、経済等の中枢機能へ